

令和 6 年度

村長施政方針

令和 6 年 3 月

清 川 村

令和6年清川村議会3月定例会の開会にあたり、議案の審議をお願いするに先立ちまして、村政運営に対する私の所信の一端並びに令和6年度予算案をはじめとする主要案件につきまして、その大綱を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、令和6年1月1日に発生しました能登半島地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、深い悲しみにあるご家族やご関係者の皆様に衷心よりお悔やみ申し上げます。

また、被災地におきまして、救済と復旧・復興支援などの活動にご尽力されている方々に対して、深く敬意を表し、皆様の安全と被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、令和6年度は、村民の皆様と3か年にわたり協議を重ねて策定に至りました、将来への村づくりの指針である第4次清川村総合計画のスタートの年となります。

長きにわたり村の将来像であった「水と緑の心の源流郷」の実現に向け、私は「未来を切り拓く5つの約束」を掲げて、村民の皆様並びに議員の皆様と連携し、ご協力をいただきながら、全力で邁進してきたところでございます。

第3次総合計画の計画期間であった10年間を顧みますと、長年の課題であった常備消防の設置に至った厚木市との消防の広域化事業や、国の地方創生の取り組みを活用し、村への移住・定住を図る「子育て世代型住宅・プレミール中根」の整備、また、交流促進センター

「清流の館」の道の駅「清川」の登録や「きよかわくらし応援館・クリエイト清川店」の整備、防犯灯のLED化、「ローカルイノベーション事業」の展開などに加え、ICTを活用した学習活動に向けた全児童・生徒・教員へのタブレット端末の配備や子どもたちの給食費・医療費の無償化、教育・保育施設をはじめとした主要箇所への防犯カメラの設置、高齢者の運転免許証自主返納者へのバス利用支援や補聴器購入費の補助、村内への認知症対応型介護施設の誘致、要介護認定者などへの家庭ごみの個別収集の実施など、「安心して活力と魅力あふれるきよかわ」を目指した取り組みを進めてまいりました。

また、時代が平成から令和に移り変わると同時に世界中を震撼させた「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大の際は、迅速なワクチン接種をはじめ、大きなブレーキがかかった経済市場の影響を受けた事業者や子育て世帯をはじめとした家計への支援を進め、村民の皆様の命と健康、そして暮らしを守ることを最優先として、着実に事業を展開してきたところでございます。

しかし、全国的な人口減少、超少子高齢社会への突入により村の人口減少にも歯止めがかからず、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で長期にわたったイベントの中止や縮小、村民の皆様の様々な活動の自粛が重なったことで、村の活力を維持・促進していく取り組みが、今まさに求められているところでございます。

令和6年度からスタートする第4次総合計画では、「村づくりアンケート」の実施や「村づくりワークショップ」の開催に加え、新たに将来の村を担う村立中学校の生徒たちに「10年後の清川村の姿」を議論してもらう「中学生ワークショップ」を開設し、計画の策定を進めてまいりましたが、村民の皆様が望む村の姿である「自然との共生」

と「水源地としての責務」を全うする一方で、村に関わりのある誰もがこの地域に愛着を持ち、あたたかみのある地域を目指すため、「水と緑あふれる心のふるさと」といった新たな将来像を据えるとともに、将来にわたって村を持続していくために維持すべき人口規模として、将来目標人口を 3,000 人と設定したところでございます。

幸いなことに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束し、村にもかつての賑わいが戻り始めておりますが、急務である移住・定住施策や超高齢化への対応のほか、公共施設やインフラの維持、地球沸騰化とまで言われるようになった気候変動に伴う頻発・激甚化する自然災害への備え、脱炭素社会の実現、国を挙げての取り組みが求められる自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進など、解決すべき課題がまだまだ山積してございます。

また、我が国の経済情勢は、雇用や所得環境が改善する中、国の各種政策の効果もあって、緩やかな回復が今後も続いていくことが期待されております。しかし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっていることや、物価高騰、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動などの影響にも十分注意する必要がある、予断を許さない状況となっておりますし、物価高騰に伴う影響を被り、切実に苦しんでいられる低所得世帯の方々には、国の施策に基づく給付金制度が継続的に実施されているものの、根本的な解決には至っていないのが現状となっております。

このような村を取り巻くあらゆる課題を基礎自治体として、着実に着実に解決していくため、第4次総合計画では6つの基本目標を村

づくりの方向性として決めました。

令和6年度予算につきましては、この6つの基本目標により構成する第4次総合計画・前期基本計画に基づいて、計画期間である5年間を見越した事業の目的や効果を十分に精査したうえで、新たな取り組みや既存事業の見直しなど、所要財源の確保を図りながら積み上げたものとなっております。

「魅力あふれる 夢と希望と安心の村 きよかわ」の実現に向け、村民の皆様の声をしっかりとお聴きし、村民の皆様とともに、議員各位のご理解とご協力を賜りながら、一步一步着実に村政運営を進めてまいります。

それでは、村政運営に関する私の基本的な考えについて、5つの視点（約束）に基づき、ご説明申し上げます。

第1に、「清川っ子の笑顔と未来輝く村に」の施策であります。

次代を担う子どもたちは、今を生きる私たちにとって、村の宝であり、未来そのものです。清川っ子への支援は「未来への投資」であり、持続可能な村づくりへの重要な政策でもあります。

国では、少子化の危機的な状況を鑑み、こども家庭庁の設置に引き続いて、若年人口が急激に減少する2030年代までをラストチャンスと位置付け、少子化対策を加速させる取り組みとして「こども未来戦略」を決定し、児童手当の拡充や大学授業料の減免などの経済的支援、子育て世帯への切れ目のない支援、仕事と育児の両立を目指した育児期の柔軟な働き方の推進などに係る施策が打ち出されております。

村では、先ほど申し上げました子どもたちの給食費・医療費の無償化のほか、各種の子育て支援策を実施してまいりましたが、このたび

妊娠期からの経済的負担の軽減と、母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査費用の助成事業を拡充し、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない子育て支援を行ってまいります。

今後も、国や県の動向を注視しつつ、村全体で子育て世代を支え、「清川らしい、子育てしやすい環境づくり、きめ細やかな保育環境づくり」といった基盤を整備し、「子育てするなら清川で」と選ばれる地域を目指すことで、出生数の増加と人口構造の改善に努めてまいります。

また、令和2年7月に「清川にひとつの清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげる」と方針決定しました幼小中一貫校の設置に向けた取り組みにつきましては、昨年12月に策定した施設整備基本構想に基づく同基本計画を検討委員会のご意見などをお聞きしながら取りまとめ、子どもたちの確かな学力と郷土愛を育むため、地域と家庭、世代間の強固な連携によって実現できるよう着実に進めてまいります。

次に、第2の「いつまでも元気で活躍できる村に」の施策であります。

村の高齢化率は、今年2月末で38.6%に達し、全国平均と比較しても高い状況にあります。また、全国的な人口の減少に伴い、65歳以上の人口を示す「老年人口」は、村の将来人口推計においては2025年をピークに減少に転じ、2045年には生産年齢人口を上回るとともに、村の人口のほぼ半数にまで及ぶことが予測されております。

超高齢化社会にあっても、村民の皆様一人ひとりが心身ともに健康で、生涯にわたって、いきいきと安心してこの地域で暮らし、活躍で

きることが私の願いでもございます。

村では、令和6年度から3か年を計画期間とする高齢者保健福祉計画が開始いたしますが、まずは高齢者の皆様の健康保持・増進を目指すため、がん検診の施設検診などの拡充や令和5年度から開始した帯状疱疹予防接種費用の補助回数をさらに拡大するとともに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を強化することで、健康寿命を延ばす取り組みを進めてまいります。

また、コロナ禍で活動が停まっていた地域のサロン活動ですが、現在では10拠点にまで拡大しており、地域の皆様が「縦割り」や「支え手」「受け手」といった関係を超え、地域の抱える課題などに「我が事」として参画する「地域共生社会」を実現するための大切な取り組みの一つであることから、地域の皆様全員が参加できるような組織化に取り組むとともに、栄養士や理学療法士、歯科衛生士などの訪問事業を強化することで、高齢者の皆様の健康づくり、生きがいつくりの地域拠点としての機能をさらに高めてまいります。

次に、第3の「災害に強く安全安心で快適な村に」の施策であります。

今年の元日、穏やかな新年を迎える中、午後4時10分にマグニチュード7.6の能登半島地震が発生し、尊い命と大切な財産に甚大な被害を及ぼしました。

10万人以上が犠牲となった「関東大震災」の発生から100年が経ち、首都圏にはマグニチュード7クラスの「首都直下地震」がいつ起きてもおかしくないと言われており、防災・減災対策、強靱化への取り組みなどの重要性を再認識したところでございます。

令和元年10月の台風第19号による被害や感染症対応などを教訓にし、年間の来訪者数が235万人に及ぶ観光地を抱える責務として、宮ヶ瀬地区への災害用防災トイレの設置や災害時に配給する食糧や生活用品の備蓄、資機材の配備、また、村道の狭隘箇所の改良や安全対策、ライフラインである簡易水道・公共下水道施設の長寿命化などに取り組んでまいります。

また、昨年の夏の平均気温偏差はプラス1.76℃にまで至り、1898年の気象庁の統計開始以来、過去を大きく上回る圧倒的な暑さを記録した年でありました。この異常気象の原因となっている温室効果ガスの削減に向け、村として取り組むべき環境施策の道標となる環境基本計画を策定するとともに、村の約90%を占める森林を適正に管理し、二酸化炭素の吸収量をクレジット化する認証制度の活用方策に着手してまいります。

次に、第4の「新しい賑わいと魅力あふれる村に」の施策であります。

村の将来目標人口・3,000人を維持するため、これまでの交流人口の増加、移住・定住促進と地域産業の活性化に向けた取り組みを継続してまいります。

空き家を活用する事業として、現在は住居として賃貸するためのリフォーム費用を助成する取り組みを行っておりますが、新たな空き家の活用方策も模索するとともに、所有者と利活用を希望する方々とをマッチングする施策を強化することで、人の移動をさらに活性化させてまいります。

また、昨年4月に地域産品のブランド認定制度として開始しました

「きよかわブランド」は、認定品目を拡大しつつ、認定制度のロゴやのぼり旗の作成など村内外に広く普及させるとともに、村の新たな収入源となりつつある「ふるさと応援寄附金」の返礼品としても活用することで地域の魅力を向上させてまいります。

昭和 40 年代初頭から始まった緑茶の栽培は、ペットボトルの緑茶の普及などで、基幹産業としての事業継続が厳しい状況となっており、厚木市農協と連携しながら、粉末茶をスティック型にしてパッケージすることで付加価値を創出する新たな取り組みに挑戦するほか、近年、増加傾向にある遊休農地や荒廃農地を解消する取り組みとして、現行の野生動物被害防止柵などの設置費補助や農地流動化奨励金の交付をはじめ、高齢化や担い手不足に悩む既存農家と、耕作を希望する個人・法人をマッチングする取り組みを進めてまいります。

新東名高速道路や国道 246 号バイパスの建設、リニア中央新幹線新駅周辺の開発などにより、村を取り巻く周辺地域の交通インフラも整備されつつあり、都心からのアクセスの利便性の向上で村への注目度が高まっていると感じております。この機に、村が誇る地域資源を磨き上げ、広く発信することで、賑わいと魅力あふれる村を実現してまいります。

最後に、「村民と行政による協働と連携の村に」の施策であります。

昨年 5 月に新型コロナウイルス感染症が五類感染症に移行され、青龍祭や清川やまびこマラソン大会、宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどいといった大きなイベントが通常どおりに開催することができ、以前のような賑わいが村内にも戻りつつあります。

また、私が常日ごろから申し上げております「村民と行政による協働と連携の村」を実現するための重要な事業の一つと考えている「住民懇談会」は、各自治会館に加え、昨年はWEBによる新しい開催方法により実施することができました。

しかし、一方では新型コロナウイルス感染症の拡大により、長らく外出の自粛や地域活動の中止・縮小を余儀なくされ、日常的な地域のつながりの希薄化を危惧するお声を多くいただき、その影響を再認識したところでもございます。

自治会などの地域活動の支援はもとより、災害時の「共助」や地域のサロン活動などの「地域共生社会」の取り組みに、その母体となる地域コミュニティの形成は必要不可欠であり、世代を超えた仲間づくり、地域への愛着想起を目的とした新しい取り組みを行ってまいりたいと考えております。

国を挙げて取り組みが進められております自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）は、2025年末を目途とした基幹業務システムの標準化・共通化をはじめ、行政手続きの電子化及びオンライン化、そしてDXに係る施策の基本的かつ総合的な調整と効率的な推進を庁内の横断的な取り組みにより図ってまいります。

また、村政の効率的で効果的な推進を図るため、国や県、近隣市町、関係機関との連携をさらに深めながら、消防・防災やごみ処理などの環境対策、観光、医療、福祉、インフラ整備といった各種の取り組みを進めてまいります。

以上、村政運営にあたりまして、私の基本的な考え方について申し上げましたが、村民の皆様のお声をしっかりと聞きながら、「い

つまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、夢と希望に満ちた清川」の実現に向けて、持続可能な村づくりに取り組んでまいります。

それでは、令和6年度清川村当初予算案の概要につきまして、「第4次清川村総合計画前期基本計画」の施策の体系に沿って、主要事業を順次ご説明申し上げます。

基本目標1、「自然と調和した美しい村づくり」であります。

村の誇りであり、かけがえのない財産である自然を適正に管理し、保全するため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針1、「自然環境の保全」につきましては、神奈川県民の水がめである「宮ヶ瀬湖」の水質を保全し、森林の有する水源涵養機能を維持するため、神奈川県水源環境保全・再生事業や森林環境税を原資とした森林の保全及び生活環境の維持に向けた取り組みを引き続き実施してまいります。

また、宮ヶ瀬湖の湖面利用の新たな可能性に関する調査を国、神奈川県及び相模原市、愛川町と共同で進め、宮ヶ瀬湖の周辺地域が全体で活性化するよう取り組みを進めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、鳥獣被害防止計画に基づき、イノシシ、シカの個体数調整やサルの追い払いなどを実施するとともに、電気柵や獣害防止ネットなどの設置費に対する補助などを継続し、有害鳥獣による農作物や村民生活への被害軽減に努めてまいります。

そして、森林整備に関して長期的な財源確保の見通しが立たない中、長い年月をかけて維持してまいりました村有林などが持つ二酸化炭素の吸収量をクレジット化する認証制度の活用方策に着手してまいります。

基本方針 2、「環境負荷の軽減」につきましては、昨年 12 月に制定に至りました環境基本条例を基盤に、村の環境の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進するための指針となる環境基本計画の策定に向けた取り組みを着実に進めるほか、住宅用太陽光発電設備の設置や電気自動車の導入といった地球温暖化防止に向けた取り組みに対する支援について対象品目の拡充を図り、社会全体における環境負荷の軽減に努めてまいります。

そして、基本方針 3、「ごみの資源化・減量化の推進」につきましては、ごみの減量化・資源化に加えて、令和 7 年 12 月からの厚木愛甲環境施設組合による一般廃棄物中間処理施設の稼働に向け、ごみ質の統一化を図ることで、循環型社会の実現に寄与してまいります。

次に、基本目標 2、「快適で安全・安心な村づくり」であります。

村民の生活の基盤となる上・下水道施設及び道路、橋梁などのインフラ整備や交通の利便性の確保、そして自然災害に強い村づくりを進めるため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針 1、「上・下水道の適正管理」につきましては、簡易水道事業及び公共下水道事業が令和 6 年 4 月から公営企業会計へ移行することに伴い、両事業における経営戦略に基づいた料金改定などを踏まえて経営の効率化を図ってまいります。

簡易水道事業につきましては清水ヶ丘地区の配水管の更新工事や適正な取水量と不測の事態を想定した水源確保の取り組みを進めることで、安全でおいしい水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道事業につきましては、ストックマネジメント実施方針及び実施計画に基づき、第 1 期計画の最終年度となります令和 6

年度においても設備の長寿命化工事を計画的に進めるほか、第２期計画を策定し、安全で計画的な事業運営を図ってまいります。

基本方針２、「快適で利便性の高い住環境の整備」につきましては、公共交通機関である路線バスを維持し、就労や就学といった日々の生活における利便性の向上を図るために、早朝・深夜便のバス運行費用を補助するほか、路線バスの通学や通勤の定期券購入費の補助を継続し、移動にかかる交通費の経済的負担と自家用車の利用抑制による環境への負荷軽減を図ってまいります。

村民生活の基盤である村道の新設・改良につきましては、道づくり計画に基づき、村道の狹隘箇所の解消に向け、村道谷戸横道線等の完成に向けた舗装工事、付帯施設工事を実施するとともに、村道三浦線やその他要望などのある村道の改良工事に向けた取り組みを進めてまいります。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づく根岸橋補修に係る設計業務、道路照明灯のＬＥＤ化工事を行い、通行の安全を確保してまいります。

その他にも、村民の皆様や各種団体のご協力によるクリーンキャンペーン、不法投棄防止に向けたパトロール実施や防犯カメラの運用、宮ヶ瀬霊園の通路改修工事、蜂の巣等駆除費の補助など、快適で住みよい生活環境の整備を図ってまいります。

そして、基本方針３、「安全・安心な社会基盤の整備」につきましては、気候変動に伴い頻発・激甚化している土砂災害、そして能登半島に甚大な被害をもたらした地震災害などに対する防災・減災対策は、私の一番の使命であると認識しております。

災害が発生した際、またそのおそれがある際の感染症対策にも配慮した避難所の開設や食糧、飲料水、携帯用トイレなどの備蓄品の調達

を進めるとともに、来訪者の多い宮ヶ瀬地区への災害時を想定した防災トイレの設置工事、木造住宅の無料耐震相談会の実施や耐震改修に係る経費の補助などを行うほか、国土調査法に基づく地籍調査を引き続き実施し、災害に強い地域を形成してまいります。

また、地域防災力の要である厚木市消防と消防団の連携強化、資機材整備及び消防団員の確保と定員数の適正化を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、新たに着用が努力義務化された自転車乗車時のヘルメットの購入費用に対して、年代を問わず助成を開始するとともに、交通安全指導員や厚木警察署等の関係団体との連携強化により交通事故防止を図り、死亡事故ゼロに向けた取り組みを進めてまいります。

防犯対策につきましては、未だ後を絶たない高齢者の特殊詐欺被害の防止対策として、迷惑電話防止機能付きの電話機の購入費助成を継続するほか、村内全域でLED化が完了した防犯灯、村内 12 か所に設置した防犯カメラを適正に管理・運用し、犯罪のない地域づくりを進めてまいります。

次に、基本目標 3、「生涯を健康で、支え合いながら暮らせる村づくり」であります。

村民の皆様に生涯を通じて豊かな生活を送っていただけるよう、健康寿命の延伸に向けて、その基盤となる心身の健康を維持するため、3つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針 1、「健康寿命の延伸」につきましては、健康寿命を延ばすための取り組みとして、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」をさらに強化し、地域のサロン活動などの通いの場に栄養士や理

学療法士、歯科衛生士などの専門職が訪問する健康相談を実施してまいります。

健康づくりの基本となる「やまびこ健診」や「がん検診」では、胃がん検診の施設検診などを拡充し、負担なく気軽に受診できる体制を目指すとともに、高齢者インフルエンザ予防接種や高齢者肺炎球菌予防接種の費用助成を継続し、50歳以上を対象とした帯状疱疹予防接種につきましては、助成回数をさらに拡大してまいります。

また、心の健康づくりににつきましては、第2期自殺対策計画に基づき、様々な社会的要因により悩みを抱える方々が早期に相談でき、地域で見守る体制づくりに努めるとともに、ICTを活用した中学生の心のケアやパトロールなどのハイリスク地対策を実施してまいります。

「健康増進計画・食育推進計画」の見直しにあたっては、令和5年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、子ども、成人、高齢者といったライフステージに合わせた健康増進に向けた事業展開を組み立て、国の地域活性化起業人制度を活用した民間企業からの栄養士の受け入れや地域のボランティア活動と連携しながら、食育の機会を創出し、健全な食生活を通じた健康づくりの意識醸成を図ってまいります。

そして、生涯にわたって学びやスポーツレクリエーションに参加できる機会を増やすため、生涯学習センターせせらぎ館では図書館の蔵書の充実や給茶機の設置により利用者の利便性の向上を図るとともに、運動公園では歴史資源である水車の修繕を行うことで、それぞれ拠点としての機能充実を図りながら、新たな生涯学習・生涯スポーツイベントに取り組んでまいります。

基本方針２、「福祉サービスの充実」につきましては、「高齢者保健福祉計画」に基づき、自立した生きがいのある日常生活を送っていただくための支援として、70歳以上の方、また、自動車運転免許証を自主返納された方への「かなちゃん手形」の購入費用の助成や生きがい事業団、老人会への活動支援を継続するほか、認知症の原因となる難聴対策を目的とした補聴器の購入費助成事業の助成内容を拡充してまいります。

また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、紙おむつ支給などの在宅療養者支援や福祉給食サービス、障害者自立支援サービス費の給付や重度障害者の医療費助成、成年後見制度の利用促進に向けた中核機関の運営などを継続するとともに、新しい取り組みとして、認知症高齢者の見守りを目的とした見守り支援ラベルの交付や知的障がい者の医療的ケア児に対する相談支援体制を構築してまいります。

介護認定を受けていないものの、引きこもりや軽度の認知症などのリスクがある方が要介護状態にならないよう予防するため、村が開設しております通所型デイサービス「ほのぼのクラブ」の継続や地域の通いの場として根付いたサロン活動の対象地域のさらなる拡大を目指し、高齢者や障がい者が生きがいづくりや就労、地域活動などに進んで参加できる環境を構築することで「地域共生社会」を実現するとともに、健康寿命の延伸の基盤となる介護保険事業や後期高齢者医療事業の安定的な運営を図ってまいります。

そして、基本方針３、「多様性と人権の尊重」につきましては、ジェンダー平等の実現に向け、「男女共同参画基本計画」の改定に向けた基礎調査を実施するほか、講演会の開催やパートナーシップ宣誓制度の

実施を継続してまいります。

また、未だに終息の見えないロシアによるウクライナ侵攻、パレスチナ問題など、世界の恒久平和が脅かされている状況に対し、次代を担う村内中学生にかけがえのない平和の尊さを認識してもらうため、恒久平和推進事業を引き続き実施してまいります。

次に、基本目標４、「健やかに育ち、夢や希望が持てる村づくり」であります。

次代を担う村の宝である子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、教養を深め、文化の高い地域として村が持続していくため、３つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針１、「子育て環境の充実」につきましては、国が少子化対策のラストチャンスとして「こども未来戦略」を決定し、子育て世帯への経済的支援の強化と切れ目のない支援に取り組んでいくことを打ち出しております。村では長きにわたり、子育てしやすい地域づくりに向けた取り組みに力を注いでまいりました。今後は、国や県の施策と連動させ、清川らしい取り組みを継続してまいります。

子育て世帯への支援につきましては、１８歳までの医療費の完全無償化や小児インフルエンザ予防接種の費用助成をはじめ、物価高騰による家計への負担軽減のため、村独自の出産祝金や保育所等の副食費の全額補助などの支援を継続してまいります。

また、国が制度化した伴走型相談支援や出産・子育て応援給付金などの事業に加え、原則保険適用外である妊婦健康診査の費用助成を拡充するほか、専門職を配置した親子開放デイを開設し、妊娠期から出産、乳幼児期まで子育て世帯に寄り添った支援を行います。

子育てに必要な不可欠である保育の充実につきましては、公設民営の認可保育所である「あおぞら保育園」と小規模保育施設「おひさま保育園」が村の地域特性に応じた保育を実施できるように支援を継続するとともに、令和5年度から開始した病児保育事業の広域利用の運用、また、放課後児童クラブや放課後子ども教室は小学生の居場所づくりと学習の場の提供に向けて、相互に連携しながら取り組んでまいります。

令和6年度において「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりますが、ニーズ調査の結果をふまえ、こども家庭庁の設立とともに制定されたこども基本法との整合を図りながら、行政はもとより、家庭、学校、地域社会などそれぞれの立場で子育て支援に取り組むための指針を決定し、ひとり親家庭支援、要保護児童対策、結婚新生活支援事業なども含めて包括的に進めてまいります。

基本方針2、「教育環境の充実」につきましては、村の将来を支える子どもたちが自らの人生を切り拓くための確かな学力を習得し、豊かな社会生活を送るための心身の成長を遂げることができるように、保護者や地域が一体となって、将来の地域の担い手づくりを進めてまいります。

幼児教育につきましては、幼稚園児が元気に明るく、たくましく成長するために必要な環境整備や安全対策を進めるほか、家庭の保育ニーズに対応するための「幼稚園型一時預かり事業」の実施や給食費の全額助成を継続し、保護者の子育てにかかる負担の軽減を図ってまいります。

小中学校教育につきましては、国が掲げるGIGAスクール構想の実現に向け、令和5年度において更新したタブレット端末の活用やデ

デジタル教科書の普及を図るため、校内の安定した通信環境の維持、ICT支援員の配置などにも取り組むほか、児童・生徒の学力と学校生活の質の向上を図るため、外国語指導助手（ALT）や介助員を配置するとともに、保護者や地域が学校運営に参画するコミュニティスクール事業を推進してまいります。

また、物価高騰による保護者の家計負担を軽減するため、入学祝金をはじめ、給食費や修学旅行費の補助、高等学校・大学等への通学費、高等学校入学者を対象とした端末機器購入費の助成を継続してまいります。

そして、「清川にひとつの清川らしい幼稚園・小学校・中学校が一体となった新しい一貫校をつくりあげる」といった方針の下で進めております幼小中一貫校の設置に向けた取り組みにつきましては、昨年12月に策定した施設整備基本構想に基づき、「施設整備検討委員会」や「教育推進部会」での協議を継続しながら、諸教室などの構成や概算工事費を検討すべく施設整備基本計画の策定を進めるとともに、現地の測量調査を行ってまいります。

また、児童数の減少により休校に至りました宮ヶ瀬小学校に関する対応につきましては、緑小学校、緑中学校に通学する児童・生徒の通学費を補助するほか、小学生の子どもたちが登下校に慣れるまでの期間は送迎員を配置するなどの配慮をしてまいります。

そして、基本方針3、「文化・芸術の振興と承継」につきましては、村の歴史や文化、生活風土を守ることで郷土愛を醸成し、地域の特性を未来へ承継していくため、村の伝統行事である「青龍祭」や芸能・芸術のふれあいの場である「文化作品展・芸能発表会」が地域を主体とした催しとなるよう、その担い手を育みながら支援を継続するとと

もに、村の指定文化財の保護や潜在的な歴史的資料の掘り起こしに取り組んでまいります。

次に、基本目標 5、「地域特性を活かした魅力とにぎわいのある村づくり」であります。

地域を活性化し、移住・定住の促進により人口規模を維持することで村を将来に向かって持続させていくため、5つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針 1、「農林商工業の振興」につきましては、長年の課題である遊休農地の所有者への利用意向調査を実施し、農業委員会や関係機関と連携しながら、農地バンク制度を活用した貸し手と借り手のマッチングを図るとともに、農地活性化協議会の開催や道の駅「清川」の出荷環境の整備を行うことで、遊休農地の活用を進めてまいります。

また、村の基幹産業である茶をスティック型の粉末茶に加工し、付加価値を持たせて販売する取り組みを実施し、直面している販売量の減少や生産の担い手不足といった課題の解決を図ってまいります。

林業につきましては、神奈川県との協力協約推進事業を活用して木材の利用促進を図るとともに、間伐材の有効活用などにも引き続き取り組んでまいります。

そして、商工業につきましては、住宅リフォーム費用の助成制度や資金融資にかかる利子補給により村内事業者の経営安定を図るほか、商工団体への支援を強化し、地域経済の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

基本方針 2、「観光産業の活性化」につきましては、コロナ禍が概ね収束し、年間 235 万人に及ぶ観光客が訪れている観光地として、宮ヶ

瀬湖を中心に宮ヶ瀬地区公共施設等の指定管理者や日本版DMO法人を取得した宮ヶ瀬ダム周辺振興財団と連携を図りながら、四季のイベントなどのさらなる魅力を創出してまいります。

ふれあいセンター別所の湯は利用者の利便性向上に向けた入館料の改定に加え、案内看板の設置や送迎車両の運行を継続することで、来訪者数の増加を図ってまいります。

また、周辺大学との連携による特産品開発の取り組みは、新たな村の観光資源としてさらに磨き上げることで定着を図るほか、村内公衆便所の洋式化や宮ヶ瀬湖畔園地内の施設・設備の適正な維持に努め、観光産業全体の活性化につなげてまいります。

基本方針3、「地域経済の活性化」につきましては、コロナ禍を通じて確立されたテレワークなどの新しいワークスタイルを基調とし、ローカルイノベーション拠点施設に整備したサテライトオフィスへ事業者の誘導を図るほか、特定地域土地利用計画に基づいて限られた土地の有効かつ適正な利用を斡旋することで、企業の進出を促進するとともに、不安定な社会情勢下において勤労者の生活資金を融資することで、雇用を維持・創出し、地域経済の活性化を推進してまいります。

基本方針4、「地域セールスの推進」につきましては、昨年4月に地域産品のブランド認定制度として開始した「清川ブランド」の認定品目を着実に増やしながら、販路の拡大や村内外に村の魅力を積極的に発信するため、「清川ブランド」のロゴの制作やポスター、のぼり旗の作成に取り組むとともに、村の収入源の一つである「ふるさと応援寄附金制度」に対し、魅力ある返礼品を提供するほか、現行のプロモーション動画を更新し、「神奈川県唯一の村」として情報発信を行い、交流人口、関係人口の創出を図ってまいります。

そして、基本方針５、「移住・定住の促進」につきましては、村内でも人口減少が進む中、移住・定住を促す手段として、従来から実施しております住宅としての賃貸を目的とした空き家のリフォーム費用や土地の売買に向けて空き家を解体する経費を補助する仕組みを継続するほか、空き家を地域資源として利活用するための方策を具現化するため、空き家所有者のニーズ把握や空き家バンクの活性化などを全庁的な取り組みにより計画的に進めてまいります。

住まいの確保策として、村営住宅、借上型村営住宅、子育て世代型村営住宅を効率的に運用するとともに、住宅取得奨励金や住宅資金利子補給金の交付を継続してまいります。

最後に、基本目標６、「村民と行政が共に歩む村づくり」であります。

村民ニーズの多様化に対応できる細やかなサービスの提供、災害時の共助機能の確保、地域課題に「我が事」として参画する「地域共生社会」の実現の基盤となる地域コミュニティの活性化と効率的な行財政運営を推進するため、３つの基本方針により事業を展開してまいります。

基本方針１、「地域コミュニティの活性化」につきましては、地域コミュニティの基盤である自治会の支援をはじめ、村民による自主的な活動を支援するとともに、地域の担い手の発掘や新たな活動の輪の構築に向けた実証実験として、総合計画の策定時にご協力いただいた「村づくりワークショップ」のメンバーを中心として、村の現状と今後を考える機会を持ち、併せて世代間交流やＵ・Ｉターンの促進を図ります。

また、村内各所のコミュニティ活動の場を確保するため、自治会館

や住民センターなどにつきましても、備品の配備などを含め、適正に管理してまいります。

基本方針 2、「効率的な行財政運営の推進」につきましては、第 4 次総合計画・前期基本計画を基軸として、第 6 次行政改革実施計画を着実に実行することで、限られた資源の効率的な活用を図るとともに、財政計画や公共施設等総合管理計画、個別施設計画を適宜に見直し、経営的視点を取り入れ、持続可能な行財政運営を進めてまいります。

また、財源確保に向けた取り組みとして、「ふるさと応援寄附金」の増額を目指し、さらに魅力ある返礼品の創出を図るほか、地方創生の取り組みに対して民間企業からの寄附を募る「企業版ふるさと納税」の導入を進めるとともに、公金滞納者の預貯金などを調査できるシステムを導入し、税の公平性の確保を図ります。

そして、国を挙げた取り組みの一つである自治体 D X（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みにつきましては、2025 年末を目標とした基幹業務システムの標準化・共通化やマイナンバーカードを利用した行政手続きのデジタル化を推進するとともに、庁内組織による行政手続きの効率化に向けたフロントヤード・バックヤード改革の研究、村の附属機関等の会議結果を正確かつ迅速に公表するため、A I を搭載した会議録作成機器を導入してまいります。

そして、基本方針 3、「情報共有・情報発信体制の強化」につきましては、現行の広報媒体である広報紙「きよかわ通信（だより）」やホームページ、メール配信システムの運用により、村民サービスの内容や災害情報などを正確かつ迅速に発信するほか、会議録の公開や統計資料などを積極的に掲載することで、村民と行政の協働による村づくりに向けた情報の共有を図ります。

また、「村民の声」を村政に反映させる取り組みとして、「村長への手紙」やWEB版の住民懇談会の実施、また「中学生ワークショップ」の開催など、村民との対話の機会をしっかりと確保してまいります。

村の財政状況でございますが、歳入におきまして根幹となる村税は、納税義務者数及び給与所得の増加による個人村民税の増収、開発による地目の異動に伴う固定資産税の土地分の増収が見込まれるものの、法人数の減少による法人村民税の減収、評価替えに伴う固定資産税の家屋分の減収に加え、国有資産等所在市町村交付金の減収等により、村税全体で前年度比2.0%の減収を見込んでおります。

また、国の方針に基づく森林環境譲与税の増額や県内全体の景気の回復傾向に伴う法人事業税交付金の増額を見込んだほか、「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速プラン」の実施に必要な財源や、会計年度任用職員の勤勉手当支給に要する経費が確保されたこと、また、臨時財政対策債の抑制などから普通交付税も大幅な増額が見込まれる一方、地方消費税交付金やゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金が減収となることから、全体的な財源不足を補うため、財政調整基金などを活用することとしております。

本村の財政は健全な状態が維持されておりますが、歳入の柱である村税の国有資産等所在市町村交付金は毎年2%程度減少しており、地方交付税、村債、一部基金を活用しつつ、また新たな収入源を確保しながら、効率的かつ効果的な行財政運営への一層の努力に励むことで、今後必要となる投資的経費を確保することが必要であると考えております。

こうした状況を踏まえて行財政運営に取り組んでまいりますが、単に削減、抑制ありきではなく、村民の安全・安心を礎とし、常に村民の声に応える視線と未来を切り拓くという使命をもって臨んでまいります。

以上、申し述べました基本方針をもとに、編成いたしました令和6年度一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ25億8,420万円で前年度と比較し4,987万3千円、1.9%の減であります。

また、特別会計予算は、

国民健康保険事業特別会計	3億7,434万1千円
--------------	-------------

介護保険事業特別会計	3億5,092万9千円
------------	-------------

後期高齢者医療事業特別会計	9,375万5千円
---------------	-----------

で、3特別会計の予算総額は、8億1,902万5千円でございます。

また、令和6年度から公営企業会計へ移行する簡易水道事業及び公共下水道事業に係る企業会計予算は、

簡易水道事業会計	2億4,277万9千円
----------	-------------

公共下水道事業会計	7億2,672万6千円
-----------	-------------

で、2企業会計の予算総額は、9億6,950万5千円でございます。

3特別会計と2企業会計を合わせた予算総額は、17億8,853万円となり、一般会計と合わせて合計は、43億7,273万円と編成いたしました。

今年の干支は「甲辰（きのえたつ）」であり、今まで努力してきたことが大きく飛躍し、さらに成長が期待できる年とされております。

コロナ禍の中でも、我慢強く、村民の皆様と積み上げてまいりました様々な事業が大きく広がり、未来に向かって村がさらに発展していくよう、限られた財源の中で「妊産婦さんから子育て世代、働く方々、高齢者の皆様」まで、全ての人々にやさしい村づくりを進め、教育、防災面なども含めた各種の施策を力強く展開してまいります。

私は年頭に、今年の目標として「幸（しあわせ）」という漢字を選びました。

私たちは、人口減少、少子高齢化社会に加え、約3年間にもわたったコロナ禍を経験してまいりました。

そして今なお、物価高騰の波や大地震などによる自然災害に伴う甚大な被害に加え、世界に目を向けますと長期化するロシア・ウクライナ情勢をはじめ、北朝鮮により繰り返される弾道ミサイルの発射や緊迫化する米中関係などに起因する防衛費の増大などは、私たちの日常生活にも大きな影響を及ぼしておりますが、このような時代だからこそ、村民の皆様と心をつなげてこの難局を乗り越え、村民の皆様には「幸せ」を実感できる生活や家庭を築いていただきたいと思います。

安全・安心を実現しつつ、未来への希望を共有しながら、「未来へつなぐ安心で活力と魅力あふれる きよかわ」を目指すため、全身全霊で臨む所存でございます。

清川村のさらなる発展のため、各施策や事務事業の推進に対しまし

て、議員各位並びに村民の皆様の温かいご理解とご協力を衷心よりお願い申し上げます、令和6年度の施政方針といたします。

令和6年3月6日

清川村長 岩 澤 吉 美